

V 第二種プラットフォーム事業者の指定等

(プラットフォーム事業者の届出義務)

問40 第二種プラットフォーム事業者の指定要件及びプラットフォーム事業者の届出義務について教えてください。

【答】

プラットフォーム事業者は、次の指定要件を満たす場合には、その課税期間の確定申告書の提出期限^{※1、2}までに「第二種プラットフォーム事業者の指定届出書」(以下「指定届出書」といいます。)を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります(消法15の3③)。

なお、その課税期間の末日において既に第二種プラットフォーム事業者である場合は、当該課税期間につき指定要件を満たすこととなったとしても、改めて指定届出書を提出する必要はありません。

《指定要件》

プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。)及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して收受するもの^{※3}の合計額^{※4、5}が、50億円を超えること

※1 申告義務がない場合は、申告義務があるとした場合の提出期限(法人であれば、その事業年度の末日の翌日から、原則、2月以内)となります。

※2 法人であれば、その課税期間の末日の翌日から、2月以内となりますが、法人の確定申告書の提出期限の特例(消法45の2①)の適用を受けている場合は、その延長された提出期限となります。

※3 消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合は、当該相当する額を含みます。

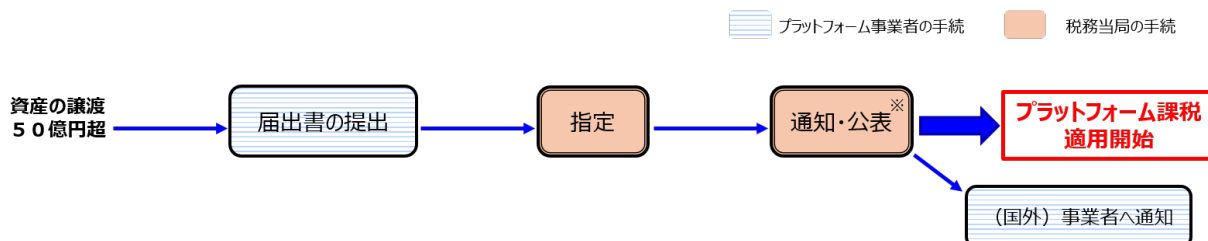
※4 課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算します。

※5 プラットフォーム事業者が複数のデジタルプラットフォームを提供している場合には、その提供する全てのデジタルプラットフォームを介して行われる①及び②の資産の譲渡に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して收受するものの合計額となります。

(注) 1 制度開始時における届出及び指定に係る経過措置があります(問42参照)。

2 第二種プラットフォーム事業者が行ったとみなされる特定少額資産の譲渡について、特定少額資産販売事業者の登録を受ける場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が登録申請を行うこととなります(問46参照)。

《イメージ：第二種プラットフォーム事業者に係る指定から適用までの流れ》



※その他、プラットフォーム事業者の公表事項に変更があった場合には、届出の上、公表されます。

(参考) 第二種プラットフォーム事業者に係る各種届出書等の様式は、令和8年8月以降国税庁ホームページにおいて公表予定です。なお、公表された場合には国税庁ホームページ「[国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税関係について](#)」において公表されますので、そちらもご参照ください。

(第二種プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日【原則】)

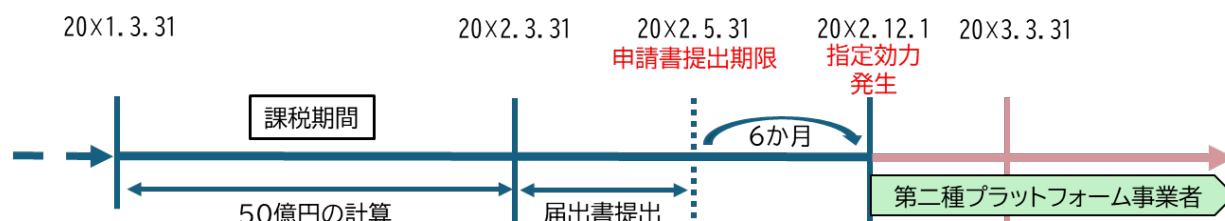
問41 第二種プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日について教えてください。

【答】

国税庁長官は、プラットフォーム事業者から指定届出書の提出があった場合、第二種プラットフォーム事業者として指定します(指定届出書の提出がない場合であっても、指定要件(問40 参照)を満たす場合は第二種プラットフォーム事業者として指定します。)(消法 15 の3 ②)。

当該指定は、指定届出書の提出期限(問40 参照)(その提出期限までに指定届出書の提出がない場合は、指定通知を発した日)から6か月を経過する日の属する月の翌月の初日に指定の効力が生じます(指定の効力が生ずる日からプラットフォーム課税の対象となります。)

【例】3月決算法人の場合



(注) 制度開始時における届出及び指定に係る経過措置があります(問42 参照)。

なお、国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者を指定したときは、第二種プラットフォーム事業者に対して通知するとともに、国税庁ホームページに次の事項を公表します(消法 15 の3 ④、消令 30 ⑤)。

- ① 第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称
- ② 第二種プラットフォーム事業者の氏名又は名称
- ③ 第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日

(制度開始前の第二種プラットフォーム事業者に係る届出及び指定に係る経過措置)

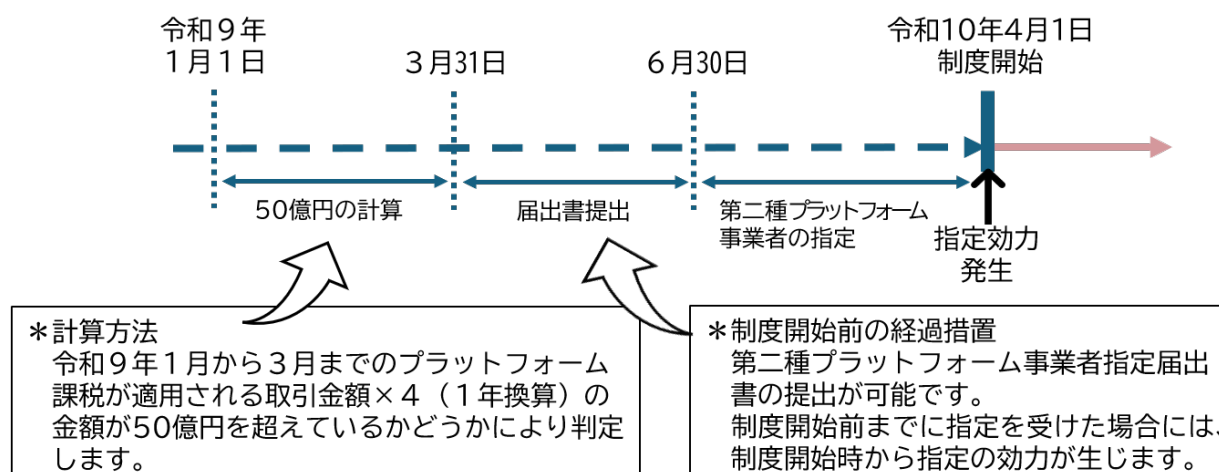
問42 当社は日本国内向けのECモールを運営しているプラットフォーム事業者ですが、制度開始前に行うべき届出や申請について教えてください。

【答】

経過措置により、プラットフォーム事業者は、令和9年1月1日からプラットフォーム課税

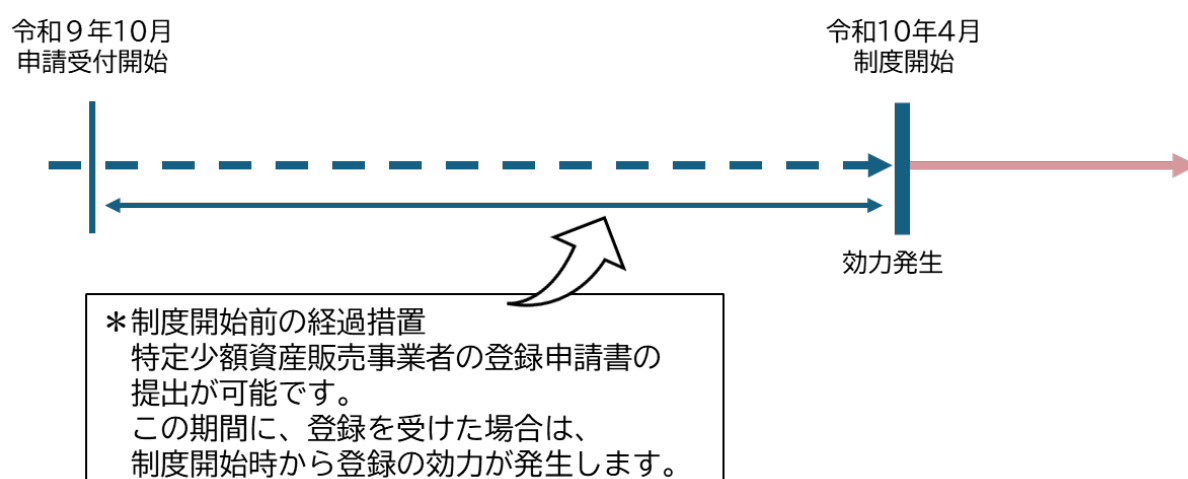
の適用があるものとして、同日から令和9年3月31日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となる国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び事業者が行う特定少額資産の譲渡の合計額を計算し、これに4を乗じて得た金額が50億円を超える場合には、令和9年6月30日までに指定届出書を提出する必要があります（改正法附則20②③）。

この場合において国税庁長官による指定が行われた場合には、令和10年4月1日から指定の効力が生じます（改正法附則20②）。



また、上記経過措置により、第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた事業者は、プラットフォーム課税の対象となる特定少額資産の譲渡の有無を踏まえて、令和9年10月1日以後に特定少額資産販売事業者の登録申請の可否を判断していただく必要があります（改正法附則21①）。

（注） 第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる特定少額資産の譲渡について、特定少額資産販売事業者の登録を受ける場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が登録申請を行うこととなります（問46参照）。



(令和9年1月から3月末までの期間における50億円の判定について)

問 43 当社は、日本国内向けのECモールを運営しているプラットフォーム事業者ですが、システム改修が間に合わず、経過措置の適用に当たって、令和9年1月から3月末までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となる金額の集計を正確に行うことが難しい状況です。他方、ECモール（デジタルプラットフォーム）を介する日本国内向けの売上高のうちに占める国外事業者の売上高（決済金額が1万円以下のもの）に4を乗じた金額は50億円を超えていることは明らかなです。このような場合、同期間においてプラットフォーム課税の対象となる金額が50億円を超えていると判断してもよろしいでしょうか。

【答】

経過措置により、プラットフォーム事業者は、令和9年1月1日からプラットフォーム課税の適用があるものとして同日から令和9年3月31日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となる国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び事業者が行う特定少額資産の譲渡の合計額を計算し、これに4を乗じて得た金額が50億円を超える場合には、令和9年6月30日までに指定届出書を提出する必要があります（改正法附則20②③）。

この点、システム改修が間に合わないことなどにより、令和9年1月1日から令和9年3月31日までの期間における上記の合計額を正確に集計することが困難な場合には、合理的な方法により計算した結果、50億円を超えることが明らかなであれば、当該方法により算定した金額により判定して差し支えありません（合理的な方法により計算した結果、50億円を下回ることが明らかなであれば、指定届出書を提出する必要はありません。）。

ご質問の場合、貴社のECモールを介して国外事業者が行う日本国内向けの取引（決済金額が1万円以下のもの）については、国内に所在する商品の販売を行うものであるか、国外から国内向けに商品販売を行うものであるか不明であったとしても、国内に所在する商品の販売を行うものであれば、「国外事業者が国内において行う資産の譲渡」に該当するものと考えられ、また、国外から国内向けに商品販売を行うものであれば、一の資産の対価の額が1万円以下であり、「特定少額資産の譲渡」に該当するものと考えられ、いずれもプラットフォーム課税の対象となるものですので、同期間に行われた当該取引の金額に4を乗じた金額により、50億円を超えるかどうかを判定し、当該金額により指定届出書を提出して差し支えありません。

なお、この方法では、プラットフォーム課税の対象となる国外事業者が国内で行う資産の譲渡（決済金額が1万円超のもの）が含まれていないことから、算定した金額が50億円以下となる場合において、当該金額に基づく判定により、指定届出書の提出が不要と判断することは合理的な基準によるものとは認められませんので、ご注意ください。

(第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の事業者への通知)

問44 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者に対して、プラットフォーム課税の対象になる旨を通知しなければならないのでしょうか。

【答】

国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、当該プラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡を行う事業者に対して、当該資産の譲渡がプラットフォーム課税の対象となる旨及びプラットフォーム課税の対象となる年月日（第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日）を速やかに通知する必要があります（消法 15 の 3 ⑤）。

なお、この通知については、例えば、プラットフォーム課税の開始に伴い事業者との間の利用規約を変更する場合において変更事項の説明にあわせて通知事項を明示する、事業者との間で行う通常の連絡メールの中で通知事項を明示するなど、通知の形式・方法は問いませんが、第二種プラットフォーム事業者のウェブサイトや、第二種プラットフォーム事業者の提供するデジタルプラットフォームの利用規約において記載されているのみの場合には、事業者への「通知」に当たりませんのでご注意ください。

いずれにしても、事業者において、当該資産の譲渡が新たにプラットフォーム課税の対象となることを認識できるように「通知」する必要があります。

(第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の申告・納税)

問45 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が申告・納税するということがよいのでしょうか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日（プラットフォーム課税の対象となる日）以後は、第二種プラットフォーム事業者の課税売上げとして納付すべき消費税を計算し、申告・納税を行うこととなります（消法 15 の 3 ①）。

なお、申告に当たっては、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡の対価の合計額等を記載した明細書を確定申告書に添付する必要があります（消法 15 の 3 ⑩、消規 11 の 6 ⑤）。

(第二種プラットフォーム事業者による特定少額資産販売事業者の登録)

問46 当社は第二種プラットフォーム事業者ですが、特定少額資産販売事業者の登録を受ける必要があるのでしょうか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされますので、第二種プラットフォーム事業者が行ったとみなされる特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について、輸入免税の適用を受けて輸入者等に保税地域からの引取りを行わせようとする場合には、第二種プラットフォーム事業者が特定少額資産販売事業者の登録を受ける必要があります(特定少額資産販売事業者の登録手続については問11 参照)。

なお、第二種プラットフォーム事業者が行ったとみなされる特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入者等に対し発送するのは、当該第二種プラットフォーム事業者ではなく、販売事業者であることも想定されますので、特定少額資産販売事業者の義務(問25 参照)である登録番号等の仕入書等への記載又は記録及び輸入者等への通知について販売事業者が行う場合でも、第二種プラットフォーム事業者がその義務を履行したものととして取り扱われます(消基通1-9-6)。

(プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係るインボイス交付義務)

問47 当社は第二種プラットフォーム事業者であり、適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)ですが、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡について、当該資産の譲渡の相手方(課税事業者)から適格請求書(インボイス)の交付を求められたときは、当社が適格請求書を交付することとなるのですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされますので、第二種プラットフォーム事業者が適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)である場合、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡について、当該資産の譲渡の相手方(課税事業者)から適格請求書等の交付を求められたときは、第二種プラットフォーム事業者が適格請求書等を交付する必要があります(消法15の3①、57の4①)。

この場合、適格請求書等に記載すべき「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」は、第二種プラットフォーム事業者の「氏名又は名称」及び「登録番号」となります。

なお、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡は、適格簡易請求書(簡易インボイス)の交付ができる事業に該当します(消法57の4②、消令70の11)。

適格簡易請求書の記載事項は、適格請求書の記載事項と比べると、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要である点、「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる点が異なります。

適格簡易請求書の具体的な記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率※

※ 「税率ごとに区分した消費税額等」と「適用税率」を両方記載することも可能です。

（第二種プラットフォーム事業者に係る事業者免税点制度の適用制限）

問48 第二種プラットフォーム事業者であっても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、免税事業者となりますか。

【答】

第二種プラットフォーム事業者は、その指定の効力が生じている（プラットフォーム課税の対象となる）課税期間は事業者免税点制度の適用はなく、免税事業者とはなりません（消法9①、15の3⑭）。

また、簡易課税制度の適用ありません（消法15の3⑭、37①）。

（注） 免税事業者であるプラットフォーム事業者が第二種プラットフォーム事業者の指定を受けて、課税期間の途中で第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生じた（プラットフォーム課税の対象となった）場合であっても、その課税期間の初日から課税事業者となります。

（プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に対価の返還等があった場合）

問49 当社は、令和10年4月1日に第二種プラットフォーム事業者となりましたが、同日前に事業者が当社の提供するデジタルプラットフォームを介して行った資産の譲渡（同日以後に行ったらとすればプラットフォーム課税の対象となるもの）について、同日以後、その対価の一部の返還等が行われた場合、当社において、その返還等の金額に係る消費税額を控除することはできるでしょうか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる前に事業者がデジタルプラットフォームを介して行った資産の譲渡について、その対価の全部又は一部の返還等が行われた場合には、当該事業者において当該返還等の金額に係る消費税額を控除することとなるため、貴社が第二種プラットフォーム事業者となった令和10年4月1日以後にその返還等が行われた場合であっても、貴社において当該返還等の金額に係る消費税額を控除することはできません。

なお、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるため、第二種プラットフォーム事業者となった令和10年4

月 1 日以後に事業者が行うプラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡について対価返還等が行われた場合には、第二種プラットフォーム事業者である貴社において当該返還等の金額に係る消費税額を控除することとなります（消法 38①）。

この場合において、対価返還等に係る税額控除ではなく、税率毎に合理的に区分した上で売上金額から控除する経理処理も継続的に行っているときは、その処理も認められることとなります（消基通 14－1－8）。

（第二種プラットフォーム事業者となった場合の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算）

問50 当社（3月決算）は、令和10年4月1日から第二種プラットフォーム事業者となりましたが、令和11年3月期の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算はどのようになりますか。

【答】

中間申告義務が生じるかどうかは、直前の課税期間の確定消費税額により判定し、また、中間納付税額についても、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として算出します（消法 42①）。

したがって、ご質問のように、令和 10 年 4 月 1 日から第二種プラットフォーム事業者となるとしても、直前の課税期間である令和 10 年 3 月期の確定消費税額により、令和 11 年 3 月期の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算を行うこととなります。

なお、中間申告対象期間について、直前の課税期間の確定消費税額によらず、仮決算により計算した消費税額等により中間申告・納付を行う場合、中間納付税額の計算に当たって、令和 10 年 4 月 1 日以後に行われるプラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡の対価の額を課税売上げに含めることとなります（消法 43①）。